

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲区総合庁舎中央監視システムセンター装置更新業務
発 注 課	手稲区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	富士通Japan（株）北海道公共ビジネス部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務はセンター装置と末端装置から構成される中央監視システム（いずれも富士通製品）のうち、センター装置の機器及び開発メーカー独自のシステム構築を要するソフトウェアを更新するものである。 センター装置機器は、今回更新対象ではない末端装置との互換性を必要とするため、富士通製品でなければならない。また、ソフトウェアは開発メーカー独自のシステム構築を要するものである。 当該業者は富士通製品の開発メーカーであり、システム設計やデータ作成等のソフトウェアへの対応が可能な唯一の会社であることから、トラブル発生時の緊急対応や責任の所在を明確にしつつ本業務を確実に履行できるのは、当該業者のみである。 以上より、本件は競争入札に適さないことから、当該業者を選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）